

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	
税 目	相続税（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 から第 70 条の 7 の 4 まで、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 及び第 40 条の 8 の 3、租税特別措置法施行規則第 23 条の 10 から第 23 条の 12 まで）、贈与税（租税特別措置法第 70 条の 7、租税特別措置法施行令第 40 条の 8、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9）	
要 望 の 内 容	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号。以下「社会保障・税一体改革法」という。）や平成 24 年度税制改正大綱において検討事項と位置付けられたこと等を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促進するため、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める。</li> <li>・ 先代経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める。</li> <li>・ 相続、贈与時の従業員数の 8 割以上を 5 年間毎年確保しなければならない要件について、5 年間平均で 8 割以上確保しなければならない要件に改める。また、5 年間で一度でも 8 割を下回った場合には、その時点で納税猶予が打ち切れ、猶予税額を全額一括納付しなければならないことについて、5 年間平均で 8 割を下回った場合に、その下回った割合に応じた税額を納付しなければならないこととする。</li> <li>・ 後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、5 年経過時点で納税を免除することとする。</li> <li>・ 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 一百万円 （▲ 8, 200 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### (1) 政策目的

多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。

### (2) 施策の必要性

全国の経営者の平均年齢は年々上昇しており、例えば資本金1億円未満の中小企業の経営者の平均年齢は、平成23年には59歳7ヶ月(出典:帝国データバンク「全国社長分析(平成24年)」)にまで達している。今後ますます高齢化の進展による事業承継問題の顕在化が予想されることから、事業承継の円滑化は喫緊の政策課題となっている。

しかし、本特例措置の創設以来、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継法」という。)に基づく認定件数は、相続税及び贈与税をあわせて約500件程度である。

社会保障・税一体改革法では、事業承継税制について、経営承継法に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行うこととされている(参考1)。

このため、本特例措置について所要の見直しを行う必要がある。

#### (参考1) 社会保障・税一体改革法(抜粋)

##### 第7条第4号イ

事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第21条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

##### 附則第21条

資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

#### (参考2) 平成24年度税制改正大綱(抜粋)

##### 7. 検討事項

(4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

#### (参考3) 中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

##### 2. 基本原則

・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。

##### 3. 行動指針

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

(略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																															
		政策の達成目標	本特例措置の活用を促進するための方策を講じることにより、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。																															
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置																															
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																															
		政策目標の達成状況	<p>本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与するものである。</p> <p>制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計500件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。</p> <p>また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。</p> <p>《表1》認定企業における雇用者数（全認定企業における相続・贈与時点の人数） （出典：中小企業庁調べ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続税認定企業 (360件)</th> <th>贈与税認定企業 (168件)</th> <th>合計 (528件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>16,930人</td> <td>11,605人</td> <td>28,535人</td> </tr> <tr> <td>1社平均</td> <td>46.0人</td> <td>69.1人</td> <td>53.2人</td> </tr> <tr> <td>中間値</td> <td>21.0人</td> <td>26.5人</td> <td>22.0人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（分析対象期間：平成20年10月～平成24年6月）</p> <p>さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況をみると、相続・贈与時と比べて平均で増加（+519人）しており、雇用者数が継続的に確保されている。</p> <p>《表2》認定企業の雇用者数の推移（全認定企業のうち、相続税・贈与税の申告期限から1年後（報告基準日）を迎えた認定企業の雇用者数の推移） （出典：中小企業庁調べ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続税認定 (216件)</th> <th>贈与税認定 (77件)</th> <th>合計 (293件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相続・贈与時</td> <td>10,669人</td> <td>5,624人</td> <td>16,293人</td> </tr> <tr> <td>②報告基準日</td> <td>10,863人</td> <td>5,949人</td> <td>16,812人</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>+194人</td> <td>+325人</td> <td>+519人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（分析対象期間：平成20年10月～平成24年6月）</p>		相続税認定企業 (360件)	贈与税認定企業 (168件)	合計 (528件)	総数	16,930人	11,605人	28,535人	1社平均	46.0人	69.1人	53.2人	中間値	21.0人	26.5人	22.0人		相続税認定 (216件)	贈与税認定 (77件)	合計 (293件)	①相続・贈与時	10,669人	5,624人	16,293人	②報告基準日	10,863人	5,949人	16,812人	増減	+194人	+325人
	相続税認定企業 (360件)	贈与税認定企業 (168件)	合計 (528件)																															
総数	16,930人	11,605人	28,535人																															
1社平均	46.0人	69.1人	53.2人																															
中間値	21.0人	26.5人	22.0人																															
	相続税認定 (216件)	贈与税認定 (77件)	合計 (293件)																															
①相続・贈与時	10,669人	5,624人	16,293人																															
②報告基準日	10,863人	5,949人	16,812人																															
増減	+194人	+325人	+519人																															

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>《表3》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み (出典: 中小企業庁調べ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>62</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成 21 年度は平成 20 年 10 月～平成 22 年3月まで。 ・平成 24 年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。</p>		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)	相続認定	153	133	62	98	贈与認定	29	67	72	70
		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)												
相続認定	153	133	62	98													
贈与認定	29	67	72	70													
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間: 平成 25 年度～平成 27 年度) 本特例措置の活用を促進するための方策を講じることにより、事業活動の継続に係る効果(廃業防止効果)によって年間約 2,000 億円、雇用の確保に係る効果によって年間約 50 億円の合計約 2,050 億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間: 平成 25 年度～平成 27 年度) 本特例措置の活用を促進するための方策を講じなかった場合には、年間約 2,050 億円の経済押し下げ効果が見込まれると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第 69 条の 4)</li> <li>・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(租税特別措置法第 9 条の 7)</li> </ul>															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。</p> <p>&lt;予算措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成 24 年度予算額 2.4 億円)</li> <li>・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成 24 年度予算額 30 億円の内数)</li> </ul> <p>&lt;法律&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営承継法</li> <li>遺留分に関する民法特例</li> </ul> <p>&lt;金融支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融支援①(信用保証制度)</li> <li>・金融支援②(日本政策金融公庫)</li> <li>・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)</li> </ul>															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>(1) 予算措置 予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのなものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(2) 法律 経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであ</p>															

			<p>り、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(3) 金融支援  金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、個人事業主の事業承継にも活用できることが大きな特徴である。したがって、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>本特例措置は、非上場株式等が流動性の低いものであり、後継者が相続等又は贈与により非上場株式等を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金確保が困難であることにかんがみ、特別に軽減措置を講じようとするものである。したがって、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げている（出典：平成22年中小企業白書）。</p> <p>また、本特例措置の目的は、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、雇用の8割以上を確保する等の要件を課すことにより相続税・贈与税の納税を猶予している。このため、申告時点で税負担を免除する方式ではなく、申告時には納税猶予とし、事業継続の要件を満たさなくなった場合に納税させる納税猶予方式を採っている。</p> <p>さらに、課税の公平性の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予するのではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予している。</p>																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現とそれに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。</p> <p>制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計500件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。</p> <p>《表4》経営承継法に基づく認定件数の実績  (出典：中小企業庁調べ)</p> <table border="1" data-bbox="550 1456 1404 1668"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>62</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>72</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事前確認</td> <td>573</td> <td>1,326</td> <td>859</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。  ・平成24年度は平成24年4月～6月まで。  ・事前確認は、原則として相続認定・贈与認定を取得するための前提条件であり、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられるもの。</p> <p>(参考) 相続税・贈与税の納税猶予適用額 (出所：国税庁)  &lt;相続税&gt;  ・平成20年 適用件数 45件 猶予税額 56億円  (平成20年10月～12月の相続に限る。)  ・平成21年 適用件数 146件 猶予税額 43億円  ・平成22年 適用件数 80件 猶予税額 41億円</p>		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	相続認定	153	133	62	12	贈与認定	29	67	72	0	事前確認	573	1,326	859	132
		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)																		
相続認定	153	133	62	12																			
贈与認定	29	67	72	0																			
事前確認	573	1,326	859	132																			

		<p>&lt;贈与税&gt;  ・平成 22 年 適用件数 63 件 猶予税額 56 億円  (※平成 21 年までは非公表のため不明。)</p>
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		<p>本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から 5 年間、雇用の 8 割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現とそれに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。</p> <p>制度創設から約 3 年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計 500 件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。また、これまでの認定企業における雇用者数は合計約 2 万 8,500 人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。</p> <p>さらに、相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後の時点における認定企業の雇用状況をみると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+519 人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。</p>
前回要望時の達成目標		<p>相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、本特例措置も含めた事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社 7 万社、それに伴う雇用喪失 20~35 万人(出典:平成 18 年中小企業白書)を未然に防ぐ。</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯	<p>平成 20 年度改正</p> <p>平成 21 年度改正</p> <p>平成 22 年度改正</p> <p>平成 23 年度改正</p>	<p>平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱)</p> <p>平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>特別外国子会社に係る認定要件の明確化納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p>